

## 第 73 号議案

### 小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓 令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されることに伴い、小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育長訓令第 号

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓  
令

小城市教育委員会教育長事務委任規程(平成 22 年小城市教育長訓令第  
1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条第 3 項」を「第 25 条第 4 項」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号 小城市教育委員会教育長事務委任規程(平成22年小城市教育長訓令第1号)の一部を改正する訓令

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第3項の規定に基づき教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第4項の規定に基づき教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。</p>